東京大学病院教職員表彰規程

（平成１６年　４月　１日制定）
改正　平成１９年　３月２６日
改正　平成２５年　７月２５日
改正　平成３１年　３月２２日
改正　令和　８年　９月１７日

（目的）
第１条　この規程は、東京大学病院教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第３７条の規定に基づき、教職員の表彰に関する事項について定めることを目的とする。

（名誉・善行による表彰）
第２条　就業規則第３７条第１号に定める表彰は、当該行為があった場合、病院長の推薦により、当該教職員に対し行うものとする。
２　前項の表彰については、当該行為に応じその都度決定するものとする。

（総長が必要と認める場合の表彰）
第３条　就業規則第３７条第２号に定める表彰は、前２条に該当しない場合であって国立大学法人東京大学総長（以下「総長」が必要という。）が必要と認めるときに行うことができる。

（表彰）
第４条　表彰は、総長が表彰状を授与することにより行う。
２　前項の表彰状にあわせて記念品を贈呈することができる。

（表彰の日）
第５条　表彰は、総長がその都度定める日に行うものとする。

（雑則）
第６条　この規程で定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則
（施行期日）
１　この規程は、平成１６年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　この規程の施行日以前に、東京大学の表彰に関する内規（昭和３８年２月１９日制定）により受けた表彰は、この規程第２条に規定する者に対して行われた表彰とみなす。
３　この規程の施行日以前から教職員及び東京大学以外の国立大学、その他官公庁等の職員として引き続く在職期間についても、この規程第７条に定める勤続期間の計算により算入する。

附　則
この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則
この規則は、平成２５年１１月１日から施行する。

附　則
この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則
この規則は、令和８年１０月１日から施行する。